

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）2月22日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 北海道社会的養護自立支援拠点事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

社会的養護経験者や虐待経験がありながらも、これまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐことを目的とし、相互交流の場の提供や生活、就労等に関する相談支援対応業務を行う。

なお、詳細は「北海道社会的養護自立支援拠点事業業務委託に関する企画提案指示書」による。

(3) 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、事前に参加表明書及びその他関係資料（別添「北海道社会的養護自立支援拠点事業委託業務に係る参加表明書作成要領」参照）を提出の上、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限：令和6年（2024年）2月29日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎6階）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課（担当：加賀）

電話 011-206-8297（直通）

ウ 提出方法：持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる）とする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限等

(1) 企画提案書は、別添「北海道社会的養護自立支援拠点事業業務委託に関する企画提案指示書」の内容に基づき、次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限：令和6年（2024年）3月7日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所：3（1）イに同じ

ウ 提出方法：3（1）ウに同じ

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

また、参加表明書及び企画提案書（以下「参加表名書等」という。）が次のいずれかに該当する場合には、提出を無効とすることがある。

(1) 提出期限、提出先、提出方法が公告の内容と適合しないもの

(2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。具体的な審査基準は次のとおり。

(1) 運営方針

ア 業務の目的や内容を踏まえた運営方針が立てられ、必要な経費が適切に積算されているか。

イ 社会的養護自立支援における現状と課題を的確に把握・分析し、課題を踏まえて業務を円滑かつ効

率的に行うために必要な知識やノウハウがあるか。

(2) 管理運営

- ア 対象者の利便性に配慮した場所に相談室や交流スペースなど、必要な設備、面積を確保し、ニーズに応える体制が検討されているほか、プライバシーや個人情報の保護・管理体制が整っているか。
- イ 業務に必要な経歴、資格、経験等を有する職員など、適切な職員配置、体制が確保されているか。また、相談内容の適切な記録や対応状況の報告など、必要な体制は整備されているか。
- ウ 事業の再委託を予定している場合は、その理由、内容は適切か。

(3) 事業内容

- ア 対象者が相互に交流できる場において必要な設備を準備し、魅力のある企画を提案できているか。
- イ 生活、就労など、ニーズに合わせた相談支援体制となっているか。
- ウ 連携を図る関係機関の選定は適切か。
- エ 対象者に届くよう、広報の工夫はされているか。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

- (1) 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 採択された企画提案の内容と契約締結時の委託内容に修正・変更が加えられる可能性がある。
- (4) 本業務の成果品等に係る著作権は全て北海道に帰属する。また、第三者の著作権その他の一切権利の北海道への移転に係る交渉・処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。